

今月のトピックス

HOT TOPICS

2020 6

このコーナーでは、新しく始まる取り組みやたいせつなお知らせをピックアップして紹介します。

● 各種支援制度をご活用ください

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている皆さまへ

1

TOPICS

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている皆さまへ、各種支援制度を実施しています。このページに掲載のない制度については、今号の折込をご覧ください。

① **オンライン申請** 8月25日(火)まで、オンラインサービス「マイナポータル」で受付。申請には、マイナナンバーカードが必要です



マイナポータルはこちら

■ 特別定額給付金

豊川市特別定額給付金コールセンター(56局3130番)

対象 令和2年4月27日時点で豊川市の住民基本台帳に記録されている方

支給額 1人につき10万円

申込 世帯主が次のいずれかの方法で申し込んでください

① **郵送申請** 8月25日(火)まで(消印有効)。5月下旬に送付した申請書類に必要な事項を記入の上、運転免許証や健康保険証などの本人確認書類の写しと通帳やキャッシュカードの写しを添えて、返信用封筒で返送

■ その他

給付金を装った不審な電話やメールが確認されています。市役所や総務省などがATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、給付金給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。不審な電話などがあった場合は、消費者ホットライン(188番)へ連絡をしてください

■ 愛知県・豊川市新型コロナウイルス感染症対策協力金

商工観光課(89局2140番)

対象施設	休業期間	支給額
遊興施設等、運動施設・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、営業時間の短縮要請があった食事提供施設	4月17日～5月6日 ※4月17日(金)は営業実績があっても可	50万円 (内訳) 県 25万円 市 25万円
大学・学習塾等、博物館等、ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分)、生活必需を除く商業施設	4月23日～5月6日	25万円 (市)
行楽を主目的とするホテル・旅館	4月26日～5月6日	
4月17日(金)に間に合わなかったが、その後、4月24日(金)までに休業などの要請に協力いただいた事業者	4月24日～5月6日	

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の休業協力要請に応じ、休業または営業時間短縮を実施した中小企業者などに対し、協力を支給します。

対象・支給額 新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」に基づき、休業などの要請を受け、左表のとおり休業や営業時間短縮を実施した施設を運営する中小企業・小規模事業者、個人事業主、特定非営利活動法人、社会福祉法人など各種法人で、1事業者あたり50万円または25万円

申込 6月30日(火)まで(消印有効)。申込書などに左記の書類の写しを添えて、直接(午前9時から午後4時30分まで)、または郵送(〒442-18601 諏訪1丁目1)で、商工観光協力金担当(防災センター1階)へ。申込書などは、市ホームページからダウンロードできます

提出書類

- ◆ 直近の確定申告書
- ◆ 営業に必要な許可書
- ◆ 事業所の外景・内景の写真
- ◆ 本人確認書類(個人事業主だけ)
- ◆ 休業または営業時間短縮をしたことが分かる書類(ホームページの画面、チラシなど)
- ◆ 振込先口座が分かるもの(通帳、キャッシュカードなど)

その他 県の要請により、対象施設や休業期間などが変更されることがあります

● 高齢者の移動手段を支援します

コミュニティバス回数券を交付

2

TOPICS

▼ 介護高齢課(89局2105番)

高齢者の移動手段を支援するため、豊鉄バスと市コミュニティバスの共通回数券を無料で交付しています。

対象 市内に在住の70歳以上で、市民税非課税の方

数量 1人年間100円券22枚(なくなり次第終了)

申込 申込者本人の印鑑と身分証明書をお持ちの上、直接、介護高齢課(本庁舎1階)、各支所、プリオ窓口センターへ。郵送での申込



はできません。代理の方が申し込む場合は、窓口に来られる方の身分証明書もお持ちください

その他 共通回数券は、豊鉄バスの新豊線・豊川線と市コミュニティバス全線で利用できます。なお、交付予定の1千人分に達した時点で本年度の交付は終了となります。また、共通回数券の再交付はできません



豊鉄バス・市コミュニティバス共通回数券

● 地域と飼い主のいない猫のために支援のご協力を

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成への寄附を募集

3

TOPICS

▶ 環境課(89局2141番)

不幸な命を増やさない「地域猫活動」

近年、飼い主のいない猫によるふん尿被害などの苦情が市に多数寄せられています。また、交通事故などで死亡した猫は年間450匹にも上り、多くは飼い主のいない猫とみられています。

こうした不幸な命を増やさない方法の一つとして「地域猫活動」があります。これは、地域で飼い主のいない猫を捕獲して不妊去勢手術を行い、元の場所に戻した後、えさやりやトイレなどの管理を行う活動です。不妊去勢手術を行うことで飼い主のいない猫の増加を防ぎ、適正な管理を行うことで、地域における猫のふん尿被害などを減らすことができます。



飼い主のいない猫によるふん尿被害などの問題を解決するため、ふるさと納税によるクラウドファンディングを活用し、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の助成事業を始める予定です。この事業を通して、人も猫も幸せなまちとなるように、支援いただける方を募集します。

■ 個人からの支援

返礼品なしのふるさと納税となります。寄附金額のうち、自己負担額2千円を除いた額が、税控除の対象となります。ただし、税控除の上限額は収入や家族構成により異なります。

■ 企業からの支援
支援をいただいた企業は、市ホームページなどに企業ロゴを掲載します。なお、寄附金は、全額損金算入の対象となります。

申込 申込書を、直接、または郵送で、企画政策課(〒442-8601 諏訪1丁目1)へ。申込書は、市ホームページからダウンロードできます。個人の場合は、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」から申込ができます(8月15日(土)まで)



ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」はこちら

狭あい道路整備事業



▼ 道路河川管理課(89局2279番)

安全で良好な居住環境の確保と、災害に強いまちづくりの実現を目的として、狭あい道路整備事業を行います。

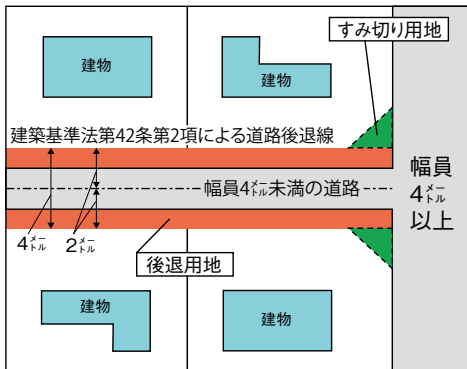
これは、市街化区域内にある狭あい道路(幅1・8以上4階未満の道路)における後退用地の寄附について、土地の測量、分筆、登記を市が行い、狭あい道

路の解消を進めるものです。対象となる方は、狭あい道路に接した土地の所有者で、寄附をしていただける方です。

なお、対象とならない道路もありますので、詳しくは、道路河川管理課(北庁舎4階)へ、お問い合わせください。

狭あい道路が抱える問題

狭あい道路は、日当たりや風通しなどの居住環境への影響に加え、災害時の避難や救急車の乗り入れ、消防活動の支障になるなど、さまざまな問題を抱えています。



道路後退のイメージ

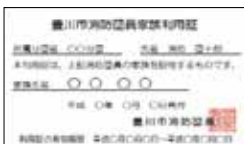
● まちの安全・安心を守る消防団員を応援しよう

消防団応援事業所を募集

▶ 消防本部総務課(89局9576番)



消防団員証



消防団員家族利用証



登録事業所表示標

まちの安全安心を守る消防団員を地域を挙げて応援するため、消防団員に対し、割引などのサービスを提供する「消防団応援事業所」を募集しています。

登録していただいた事業所には、登録事業所表示標(ステッカー)を交付します。表示標を店舗などに表示し、消防団員などが消防団員証または消防団員家族利用証を提示した際には、サービスを提供していただきます。

対象 市内に店舗などを有する事業所

サービスの内容の例

- ◆ 購入金額から10%引き
- ◆ 全商品50円引き
- ◆ 粗品進呈
- ◆ ドリンク一杯サービス
- ◆ ライス大盛り無料
- ◆ 店内ポイント2倍
- ◆ 同伴者の入場料無料
- ◆ 消防団員募集ポスターの掲示
- など

申込 随時受付。申込書を、直接、郵送(〒441-8601 諏訪1丁目1)、またはFAX(89局9523番)で、消防本部総務課(北庁舎5階)へ。申込書は、市ホームページからダウンロードできます

その他 提供するサービスの内容は、自由に設定できます。応援事業所の情報は、市ホームページなどで紹介します

●被害を最小限に抑えるために

風水害に備えましょう

6 TOPICS

▼防災対策課(89局2194番)

梅雨期から秋にかけて、豪雨や台風などによる風水害発生の恐れが高まります。市では、風水害などによる被害を防ぐため、「とよかわ安心メール」で防災・気象・避難情報などを配信しています。登録方法については、左記のとおりです。

また、避難情報については、「警戒レベル」を用いて発令します。各警戒レベルの避難情報やとるべき避難行動は下記のとおりです。

とよかわ安心メール 登録方法

- 1 次のアドレスに空メールを送信
toyokawa@entry.mail-dpt.jp
- 2 「本登録のお願い」メールを受信
- 3 メールに記載された URL にアクセスし、登録

右記のQRコードでも登録できます



警戒レベル	避難情報	とるべき避難行動	発令・発表
警戒レベル5	災害発生情報	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	市
警戒レベル4	避難指示(緊急)	・直ちに避難する	市
	避難勧告	・避難を開始する ・地下空間にいる人は速やかに安全な場所に移動する	
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	・避難準備をする ・高齢の方や障害のある方など避難行動に時間を要する方は、避難を開始する	市
警戒レベル2	洪水・大雨注意報など	・避難行動を確認する	気象庁
警戒レベル1	早期注意情報	・心構えを高める	気象庁

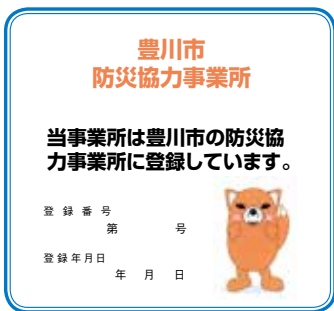
※外出することが危険な場合は、屋内のより安全な場所などに移動しましょう

● 防災力を高めるために地域の協力が必要です

防災協力事業所を募集

7 TOPICS

▶ 防災対策課(89局2194番)



災害に強いまちづくりを推進するため、大規模な災害が発生した際に、一時避難場所や物資、資機材などの支援を行っていただく防災協力事業所の登録を募集しています。

対象 市内に店舗や工場などを有する事業所、市内に活動拠点を置く特定非営利活動法人やボランティア団体など

申込 随時受付。申請書を、直接、防災対策課(防災センター2階)へ。申請書は、防災対策課にあります。(市ホームページからダウンロード可)

その他 登録された事業所などには、登録認定証と掲示用標識を交付します

協力していただく主な業務

労務の提供

- 初期消火 ● 人命救助・救護 ● 避難誘導 ● 負傷者の搬送 ● 資機材を用いた救出活動
- 障害物の除去 ● 応急処置・復旧作業 ● 技術者の派遣 ● 避難所の運営活動 など

物資の提供

- 食料品 ● 飲料水 ● 医薬品・衛生材料・介護用品 ● 電化製品 ● 衣料・身の回りの品
- 寝具 ● 日用品(大工道具、スコップなど) ● アウトドア用品 ● 学用品 など

資機材などの提供

- 建設重機 ● 負傷者などの搬送用車両など ● 災害対応活動に必要な資材
- 広報用車両 など

一時避難所などの提供

- 自社ビル・店舗などの貸与 ● 駐車場・体育館・グラウンドなどの開放 ● 空き地の開放
- 事業所敷地の貸与 ● 入浴施設の提供 ● テントなどの貸与・設置 など